

第 8 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」の部分を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成19年 5月28日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、医学部臨床系部門において、平成14年度から平成18年度までに受け入れた奨学寄附金等に関する次の文書の公開請求を行った。

- (1) 奨学寄附金の寄附者、寄附金額、受入教官のわかる文書（以下「本件公開請求①」という。）
- (2) 民間企業等からの受託研究、共同研究の申込者、研究内容、受入金額及び受入教官のわかる文書（以下「本件公開請求②」という。）
- (3) 寄附講座の講座名、寄附者、寄附金額のわかる文書（以下「本件公開請求③」という。）

2 同年 6月11日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

	特定した行政文書	非公開とした情報	非公開事由
本件公開 請求①	学術奨励寄附金受納 一覧 (平成14年度から平成18年度まで)	私人である場合の寄 附者の氏名	条例第 7条第 1項 第 1号（公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため）
本件公開 請求②	受託研究一覧 (平成14年度から平成18年度まで)	私人である場合の寄 附者の氏名	条例第 7条第 1項 第 1号（公にすることにより、なお

			個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため)
		民間企業等である場合の委託先及び委託者名（以下「本件委託先情報」という。）	条例第 7条第 1項第 2号（公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるため）
		課題名	条例第 7条第 1項第 5号（事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため）
	共同研究承認一覧 （平成16年度から平成18年度まで）	共同申込先欄のうち私人に関する情報	条例第 7条第 1項第 1号（公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため）
		民間企業等である場合の共同研究者名 （以下「本件共同研究者情報」という。）	条例第 7条第 1項第 2号（公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるため）
		共同研究の題目	条例第 7条第 1項第 5号（事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため）

			るものに該当するため)
	不存在	—	平成14年度及び平成15年度は共同研究の実績がないため
本件公開 請求③	不存在	—	寄附講座の実績がないため

3 同年 8月 9日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件委託先情報及び本件共同研究者情報（以下「本件申込者情報」という。）を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件申込者情報は、条例第 7条第 1項第 2号に該当する情報ではない。
また、該当するとしても、同号ただし書に該当し、公開すべきである。

(2) 異議申立人は、同様の公開請求を全国の国公立大学に対して実施しているが、ほとんどの大学法人は、受託研究及び共同研究の申込者（以下「申込者」という。）の名称を全面公開するか、申込者に確認し、申込者の同意が得られた場合は、公表するという決定を行った。公開決定を行った他の大学法人の文書を見ると、申込者の名称の開示率は少なくとも 5割以上あり、多いところではほとんど開示されていた。これは、少なからぬ民間企業等が、申込者の名称を公開されても、当該民間企業等の権利、競争上の利益その他正当な利益を害するおそれはないと判断したためではないかと受け止めている。実施機関は、申込者に第三者照会し、開示非開示の判断をするべきである。

(3) 文部科学省が、平成18年 3月に、国立大学医学部長会議と国立大学附属病院長会議の協力のもとに策定した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」（以下「本件ガイドライン」という。）では、生命科学系大学、研究機関、病院などの施設・機関が実施する臨床研究では、極めて倫理性と専門性が高く、透明性、信頼性、高度な専門性を担保として実施されることが求められるとした上で、当該組織及び所属個人の利益相反に係る情報開示を行い、社会への説明責任を果たすことが求められているとしている。大学が民間企業等と連携して行う臨床研究は、利益相反に係わる事項であり、内部で適正に管理を行うことはもちろん、社会の求めがあった場合には、適切に情報を開示すべきである。

(4) 公益的な存在である国公立大学法人に対して、民間企業等が受託研究又は共同研究を申し込んだ場合、民間企業間の共同研究とはその意味付けが異なってくる。人の生命を扱う医学分野の臨床研究は、人の生命、健康に直結する研究であり、このような研究に対する社会の目は急速に厳しくなっている。実施機関は、医学分野における臨床研究の透明性を確保するための情報公開の重要性について、現在の社会情勢を踏まえて再検討を行い処分を変更することを強く望む。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7条第 1項第 2号について

受託研究又は共同研究を行う公立大学法人名古屋市立大学医学部臨床部門に属する教授（以下「本件教授」という。）の氏名は公開しており、本件教授の論文等からその研究内容を容易に知ることができるため、本件申込者情報を公開すると、申込者の技術開発に係る事業活動等（以下「事業活動情報」という。）が明らかになり、競争上の利益を損なうおそれがあることから、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

なお、異議申立人は、法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが公益上特に必要であると主張するが、本件申込者情報は、公害又は薬害情報等とは異なり同号ただし書には該当しないと理解している。

2 条例第 7条第 1項第 5号について

本件申込者情報を公開すると、実施機関が申込者との間で築き上げた信頼関係を損ね、大学運営の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあること

から、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

3 本件ガイドラインについて

本件ガイドラインは、臨床研究を行う大学等において経済的な利益等に関して相反状態にある研究者が、臨床研究を行う場合のルール策定のために参考となる基本的な指針・情報を提供することを目的としている。したがって、本件ガイドラインは公開決定の判断の基準とはならない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件申込者情報が、条例第 7 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

当審査会は、まず、本件申込者情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件申込者情報は、受託研究一覧及び共同研究承認一覧に掲載されている民間企業等（以下「本件法人」という。）の名称であることから、法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件申込者情報を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(4) 実施機関が民間企業等と受託研究又は共同研究を行っている場合に、受託研究又は共同研究に関する情報を公開すると、研究開発の状況等の事業活動情報が明らかになり、競争上の利益が損なわれ、民間企業等に明らかに不利益を与えるとも考えられる。

しかし、民間企業等がウェブサイト等を通じ、自らの研究内容等を明らかにしている場合もあり、必ずしも受託研究又は共同研究に関する情報の公開に反対しているとは限らない。また、不利益を被るおそれのある民間企業等が、受託研究又は共同研究に関する情報を公開することを否定しない場合に当該情報を非公開とすることは、過度に情報を隠すことになるおそれがある。

そこで、受託研究又は共同研究に関する情報のように、法人の技術開発に関わる情報については、民間企業等の不利益性を実施機関で一律に判断するのではなく、当該情報を公開されることにより不利益を被るおそれがあるか否か民間企業等に意見を聴取する等の方法により、民間企業等の競争上の利益が損なわれるか否かを判断する必要がある。

(5) 実施機関が、本件法人に対して、本件申込者情報の公開の可否について本件処分後に意見を聴取したところ、別表に掲げる「公開すべき情報」に記載されている法人（以下「別表法人」という。）から公開しても差し支えない旨の回答を得ている。したがって、これらの情報を公開しても、別表法人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、別表法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(6) 以上のことから、本件申込者情報のうち別表に掲げる情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

(7) なお、異議申立人は、本件申込者情報が本号ただし書アに該当すると主張する。同号ただし書アは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止等するために公開することが必要であると認められるものを公開しなければならないと定めたものである。本件法人の名称は、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止等するために公開することが必要であるとまではいえず、本号ただし書アに該当しないと認められる。

4 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性

次に、本件申込者情報が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件申込者情報は、実施機関が行っている受託研究及び共同研究の相手方の情報であることから、本市の機関が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 次に、本件申込者情報を公開すると、実施機関が本件法人との間で築き上げた信頼関係を損ね、大学運営の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

(4) 受託研究及び共同研究は、民間企業等との契約により、当該民間企業等から委託料や研究経費を得て研究を実施するものである。その研究内容には、本件の場合、医薬品や治療法の開発等、研究途上にある情報が含まれていることから、本件申込者情報を公開すると、本件法人が有する競争上の利益が損なわれるおそれがあり、ひいては本件法人との間で築き上げた信頼関係を損ね、大学運営の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかし、本件申込者情報を公開されることにより不利益を被るおそれのある本件法人のうち、公開しても差し支えない旨の回答を得ている別表法人の場合には、実施機関が別表法人との間で築き上げた信頼関係を損ねるとは認められない。

(5) 以上のことから、本件申込者情報のうち別表に掲げる情報を除いた部分は条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められるが、本件申込者情報のうち別表に掲げる情報は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 8月23日	諮問書の受理

8月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月 1日	実施機関の弁明意見書を受理
10月16日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月16日	異議申立人の反論意見書を受理
平成20年 4月 8日 (第 89回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月13日 (第 90回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月12日 (第 93回審査会)	調査審議
平成21年10月13日 (第106回審査会)	調査審議
10月27日	答申

別表

	公開すべき情報
平成14年度受託研究一覧	委託先の欄第 1項から第 3項まで、第 7項及び第 9項
	委託者の欄第 1項
平成15年度受託研究一覧	委託先の欄第 1項から第 3項まで、第 5項、第 6項、第 8項及び第12項から第15項まで
	委託者の欄第 1項、第 8項、第12項及び第14項
平成16年度受託研究一覧	委託先の欄第 1項から第 4項まで及び第 9項から第12項まで
平成17年度受託研究一覧	委託先の欄第 1項、第 2項、第 5項、第 8項から第12項まで、第14項及び第15項
	委託者の欄第 1項、第 2項、第 8項、第12項及び第15項
平成18年度受託研究一覧	委託先の欄第 3項から第 5項まで、第 7項、第 8項、第12項から第14項まで及び第16項から第18項まで
	委託者の欄第12項及び第13項
共同研究承認一覧（16年度）	共同申込先の欄第 2項、第 4項、第 7項及び第 8項
共同研究承認一覧（17年度）	1ページ目の共同研究者の欄第 5項から第 8項までの項中の法人名
	2ページ目の共同研究者の欄第 2項、第 3項及び第 5項から第 7項までの項中の法人名
共同研究承認一覧（18年度）	1ページ目の共同研究者の欄第 1項中の法人名並びに第 2項並びに第 4項から第 8項まで及び第10項中の法人名
	2ページ目の共同研究者の欄第 1項から第 4項まで、第 8項及び第 9項中の法人名
	3ページ目の共同研究者の欄第 3項及び第 4項中の法人名